



納税通知書を 6月30日(水)に発送します

- 平成22年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を6月30日(水)にお送りします。なお、6月に40歳になるかた(昭和45年6月2日〜7月1日生まれ)がいる世帯には7月中旬にお送りします。

年金からの引き落とし用の 納税通知書も送ります

対象(〜すべてを満たす世帯)

- 世帯主(納税義務者)を含む国保加入者のかた全員が65歳〜74歳
- 世帯主のかたが年金を年18万円以上受給している
- 国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない

右記に該当する世帯で、すでに年金から引き落とし(特別徴収)になっている世帯には特別徴収用の納税通知書をお送りします。

また、今年度から特別徴収になる世帯は10月から年金の引き落としが始まるため、6月30日に発送する納

税通知書は窓口納付用または口座振替用(7月〜9月分)と特別徴収用(10月以降分)の2種類となります。

年金から引き落としされた国保税を年末調整や確定申告で社会保険料控除として申告できるのは年金受給者(世帯主)本人だけです。

世帯主が後期高齢者医療の場合の納付

世帯主が後期高齢者医療制度の加入者になっても、ご家族が国保に加入している世帯は、世帯主が国保税の納税義務者です。現在、口座振替で納付している世帯は、変更・解約などの申し出がない場合、引き続き同じ口座から国保税を振替します。



国保税の計算方法

国保税は、「医療分」「支援分」「介護分」のそれぞれの所得割・均等割・平等割を合算して年間の額を出します。

それぞれ上限があり、医療分が50万円(47万円から改正)、支援分が13万円(12万円から改正)、介護分が10万円です。また、世帯主と国保に加入しているかたが所得の申告をしていて、前年中の所得が一定額以下の場合には均等割額と平等割額の一部が減額されます。



国保税は、みなさんの医療費を支払うための重要な財源！期限までに納付しましょう。

国保税 (年額)

- 40歳未満 ▶【医療分】+【支援分】
- 40歳〜64歳 ▶【医療分】+【支援分】+【介護分】
- 65歳〜74歳 ▶【医療分】+【支援分】

医療分	所得割額	平成21年1月〜12月の 総所得額 - 33万円	× 9.22% (税率)
	均等割額	加入者の人数	× 22,960円
	平等割額	1世帯当たり28,690円	
支援分	所得割額	平成21年1月〜12月の 総所得額 - 33万円	× 2.51% (税率)
	均等割額	加入者の人数	× 6,620円
	平等割額	1世帯当たり7,450円	
介護分 課税対象は 40歳〜64歳 のかた	所得割額	平成21年1月〜12月の 総所得額 - 33万円	× 2.88% (税率)
	均等割額	対象者の人数	× 8,950円
	平等割額	1世帯当たり8,570円	

